

平成26年8月7日
監査委員決定

平成26年行政監査実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成26年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査の対象

「債権管理について」

2 監査の目的

都では、東京都債権管理条例（平成20年条例第25号）の制定に伴い、債権管理の体制を整え、債権管理の一層の適正化を図るとしていることから、平成22年行政監査において、各局における13債権について、公平性を確保しつつ、効果的かつ効率的に債権管理を行っているかを評価したところである。

しかし、その後の定例監査においても、債権管理について改善を要する事項が見受けられていることから、財政援助団体における債権の管理事務を含め、「債権管理」をテーマとして平成26年行政監査を行うこととする。

3 監査項目及び観点

収入管理について、調定は網羅的か、調定・収入データは正しく保持されているか。
滞納整理について、滞納整理は公平、効果的かつ効率的か。

4 監査期間

平成26年9月16日（火）から平成27年1月29日（木）まで（講評を含む。）

5 監査対象となる債権を所管する局及び団体

財務局、生活文化局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、教育庁及び関係する財政援助団体

ただし、財政援助団体については、地方自治法第199条第7項に基づく監査を行う。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。